

議案第 18 号

大口町職員の給与に関する条例の一部改正について

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 25 年 3 月 4 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、国家公務員に準じた勤勉手当制度とすることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大口町職員の給与に関する条例（昭和３６年大口村条例第４号）の一部を次のように改正する。

第２１条第３項中「扶養手当の月額並びにこれらに」を「これに」に改める。

附 則

この条例は、平成２５年４月１日から施行する。

大口町職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
(勤勉手当) 第 2 1 条 略 2 略 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び<u>これに対する地域手当の月額</u>の合計額とする。 4 ・ 5 略	(勤勉手当) 第 2 1 条 略 2 略 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料及び<u>扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額</u>の合計額とする。 4 ・ 5 略